

## 憲法 A (人権)

担当：柳瀬 昇

### 第3回 憲法と人権の限界(1)

今回と次回は、人権の総論部分を扱います。今回は、人権の享有主体性についての議論です。

日本国憲法第3章の表題は、「国民の権利及び義務」とされています。では、一般の国民ではない法人や外国人は、人権の享有主体となりうるのでしょうか。

#### 1. 法人の人権

- ・ 法人にも、性質上可能な限り人権が保障される（八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁））。
- ・ 法人は、自然人とは異なり肉体を有しないので、一定の人身の自由、社会権や参政権などが保障されない。その他の人権については、法人の固有の性格と矛盾しない範囲内で保障される。

## 2. 外国人の人権

- 外国人にも、性質上可能な限り人権が保障される（マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁））。
- 外国人には、出国の自由は保障されるが（最大判昭和 32 年 12 月 25 日刑集 11 卷 14 号 3377 頁）、入国の自由は、国際慣習法上、当然には保障されない（最大判昭和 32 年 6 月 19 日刑集 11 卷 6 号 1663 頁）。再入国の自由も保障されない（森川キャサリーン事件最高裁判決（最判平成 4 年 11 月 16 日））。
- 社会保障はその人の帰属する国の政府の責任で行うべきであるから、外国人には、生存権などの社会権は保障されない。
- 外国人には、権利の性質上国民のみに認められる選挙権・被選挙権は保障されない（アラン訴訟最高裁判決（最判平成 5 年 2 月 26 日判時 1452 号 37 頁））。ただし、外国人に地方レベルの選挙権を法律によって付与することも憲法上禁止されていないと判示した定住外国人選挙権訴訟最高裁判決（最判平成 7 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁）がある。
- 外国人には、公務就任権は保障されない（東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 1 月 26 日民集 59 卷 1 号 128 頁））。

復習を兼ねて、教科書の「人権の享有主体性」（26-27 頁）を読んでおきましょう。

次回は、憲法と人権の限界について、引き続き、検討します。

【宿題】 教科書第 1 章の昭和女子大事件及び第 2 章の岩教組学力テスト事件について、事件の概要、下級裁判所の判断及び最高裁判所の判断を、あらかじめ読んでおきましょう。